

神埼市市政功労者表彰受賞者

◎問い合わせ 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

4月1日、令和2年度市政功労者表彰式を開催しました。これは、多年にわたり市の発展に大きく貢献された方々の功績をたたえるものです（順不同・敬称略）。



功労名	役職等	受賞者名
社会福祉の部	民生委員	山崎 瑞男 (神埼町1丁目)
	行政相談委員	倉谷 勝英 (脊振町岩政倉今)
		實松 清典 (千代田町柳島)
	男女共同参画推進ネットワーク	廣瀧 喬子 (神埼町的)
		佐藤 悦子 (千代田町原の町)
		山邊 節子 (脊振町広滝東)
		田原 比名代 (神埼町曾根ヶ里)
		吉井 久子 (千代田町姉)
		芦原 宏海 (脊振町広滝下)

功労名	役職等	受賞者名
保健、衛生、環境の部	国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	古賀 聖祥 (千代田町原の町)
交通、水防、防犯、交通安全の部	交通指導員	古沢 博也 (神埼町神納)
教育、文化、スポーツの部	文化連盟	福田 清道 (千代田町下板)
	文化財審議会委員	高島 忠平 (佐賀市)
		山口 美由起 (佐賀市)

◆安心・簡単・確実な
□口座振替をご利用ください
□口座振替制度を利用すれば、納期ごとに金融機関の口座から自動的に納付できます。納めに行く手間が省け、納付し忘れの防止にもなります。ぜひご利用ください。

※口座振替の場合、国民健康保険第7期は12月27日(月)に振替です。

○取扱金融機関

- ・佐賀銀行
- ・佐賀共栄銀行
- ・佐賀東信用組合
- ・佐賀県農業協同組合
- ・九州信漁連
- ・佐賀信用金庫
- ・九州内のゆうちょ銀行郵便局

◆各税目の納付期限日

納付月	市県民税	固定資産税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税
5月		【1期】 5月31日	【全期】 5月31日	
6月	【1期】 6月30日			【1期】 6月30日
7月		【2期】 8月2日		【2期】 8月2日
8月	【2期】 8月31日			【3期】 8月31日
9月				【4期】 9月30日
10月	【3期】 11月1日			【5期】 11月1日
11月				【6期】 11月30日
12月		【3期】 12月27日		【7期】 12月28日
1月	【4期】 1月31日			【8期】 1月31日
2月		【4期】 2月28日		【9期】 2月28日
3月				【10期】 3月31日

コンビニ納付が便利です

全国の提携したコンビニエンスストアで市税などの納付ができます。休日や夜間も利用でき、手数料無料です。ただし、納付期限内に限られますので、ご注意ください。

市税の納付期限のお知らせ

◎問い合わせ 総務課 ☎37-0114

軽自動車税(種別割)には減免制度があります！

◎問い合わせ 税務課 市民税係 ☎37-0114

軽自動車税(種別割)には減免制度があります。詳細は、次のとおりです。

⑦通院・通学証明書(家族運転の場合)

◇構造による減免

◇身体障がい者等に対する減免
身体障がい者等(身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者、精神障がい者)が、日常生活に不可欠な生活手段として使用する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。

軽自動車の構造が身体障がい者の利用に供するためのもの(車いす昇降装置、固定装置、浴槽を装置するなど)と認められる場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。
※8ナンバーの車両に限りません。

【申請に必要なもの】

※障がいの程度など一定の要件があります。
※減免は一人1台です(普通自動車を含む)。
※今年度から、新たに一部の複合障がいの人も、減免の対象となります。

①軽自動車税(種別割) 納税通知書(5月初旬発送)
②自動車検査証
③認印(法人は代表者印)
④マイナンバーカードまたは通知カード

◇公益のための減免

①軽自動車税(種別割) 納税通知書(5月初旬発送)
②身体障害者手帳など
③運転免許証
④自動車検査証
⑤マイナンバーカードまたは通知カード
⑥認印

軽自動車を公益のため(養護老人ホームや障がい者支援施設など)に直接専用する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。
【対象となる法人】
・社会福祉法第2条第2項第3

号および第4号に規定される第1種社会福祉事業を行う法人

【申請に必要なもの】

・神埼市社会福祉協議会
①軽自動車税(種別割) 納税通知書(5月初旬発送)
②自動車検査証
③認印(代表者印)
④法人等の規約または定款の写し

◇生活保護を受けている人に対する減免

生活保護法の規定による保護を受ける人が所有し、かつ、使用する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。

【申請に必要なもの】

①軽自動車税(種別割) 納税通知書(5月初旬発送)
②生活保護証明書
③運転免許証
④自動車検査証
⑤マイナンバーカードまたは通知カード
⑥認印

○申請期限
5月31日(月)

○申請場所

・税務課
・各支所総合窓口課

○注意

・納税通知書は納付を行わずにご持参ください。
・前年度に減免となった人は、申請内容に変更がなければ新たな手続きは不要です。

※詳細は、税務課市民税係へお問い合わせください。



市役所の組織が変わりました
◎問い合わせ 総務課 総務係 ☎37-0100

効率的・効果的な運営を行うため、4月1日、市の組織機構を改めました。

【総務企画部】

庁舎整備課の廃止
新庁舎および脊振庁舎の完成に伴い、庁舎整備課を廃止しました。

【教育委員会事務局】

国民スポーツ大会推進1課
および2課を新設
SAGA2024国民スポーツ大会の受け入れ準備を加速していくため、国民スポーツ大会推進課を設置しました。

★生徒さん募集！初心者さん大・大歓迎！★
パソコンに触ったことがない方、文字入力ができない方でも大丈夫 無理なく楽しく学べます 即行動！

1レッスン2時間 開始時刻：9:30、13:00 土日祝も営業 不定休

お一人おひとりに合ったペースで
個別指導をしますので安心です

パソコンをお持ちでない方もOK！
予約制

まずはお電話を！
(担当：飯田)
0952-52-8110
ケイアンドジェイぱそこん教室



上峰町坊所 3231-1-1-201 上峰中から300m 駐車場完備

有料広告

浄化槽設置は随時申込受付中です

◎問い合わせ 下水道課 管理係 ☎37-0105

市では、市が事業主体となつて、浄化槽（高度処理型）を皆さんの自宅に設置する事業を行っています。

合併浄化槽を設置することで、トイレを水洗化して快適な生活を送ることが出来ます。さらに、きれいな水を守ることが出来ます。

◎対象区域について

浄化槽整備推進事業の対象区域は次の通りになります。
・脊振町全域・千代田町全域
・神埼町内の下水道の計画区域を除く区域

◎申し込みについて

申し込み受付は随時行っています。

新築、増築等の工事着工3〜4カ月前までにお申し込みください。また、11人槽以上の浄化槽の場合、設置までに期間を要しますので、早めにご連絡ください。

◎使用料について

浄化槽設置後は、毎月使用

料をお支払いいただき、市が維持管理をします。

使用料は、基本料金と人数割で決定します。基本料金は設置する浄化槽の大きさで異なります。

（例）4人家族、5人槽使用時の使用料 3,850円

※使用料の徴収は、佐賀東部水道企業が上水道と合わせて行います。

◎合併処理浄化槽を設置されている皆さんへ

対象区域で既に個人で合併処理浄化槽（ただし50人槽以下のもの）を設置されている人は、浄化槽本体を市に寄付することが出来ます。

ただし、定期的に保守点検され、正常な機能を維持しているものに限りです。
※寄付後は、毎月使用料をお支払いいただき、市が維持管理をします。

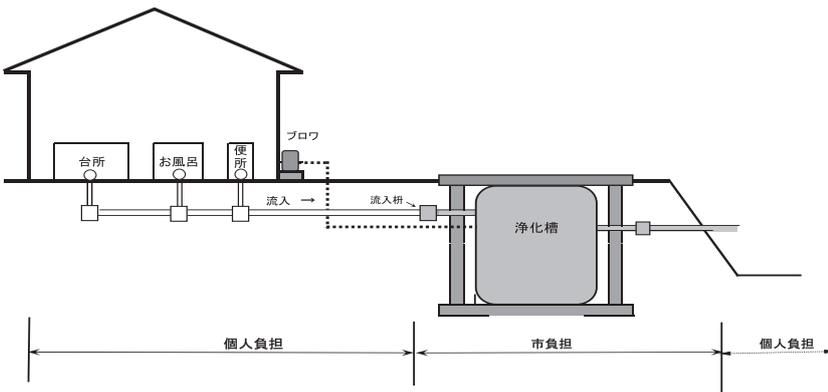
使用者が負担する経費

- ①トイレの水洗化に係る経費および家屋の増改築工事費
- ②トイレ・台所・風呂場などから流入桝までの配管工事費および放流配管工事費
- ③電気・水道工事費
- ④市標準工事以外の特殊工事費（5m以上の排水管、強化蓋、ポンプ、コンクリート・アスファルト処分、仮設費、樹木などの撤去費用）
- ⑤使用者の原因による破損などの補修に必要な経費
- ⑥分担金
- ⑦浄化槽使用料

市が負担する経費

- ①浄化槽本体設置工事
- ②本体設置に係る設計費
- ③維持管理費（保守点検・汲取消掃・法定検査などに要する費用）
- ④その他市長が特に必要とする経費

浄化槽設置工事費負担区分図



◎合併浄化槽はこんなところがスグレもの
・家庭から出る水の汚れを約10分の1に減らして流せるので、身近な小川や排水路がきれいによりみかえり、水量も維持できます。
・水洗トイレで快適生活
・設置スペースはわずかマイカー1台分
・強化プラスチック製で、強度、耐久性もばつちり

有料広告

相続手続

土地や建物が亡くなった人の名義になっている

その他

建設業許可・産業廃棄物・内容証明・車庫証明等

遺言書

死んだら、家や土地の名義はどうなるのだろうか？

相談は、**無料**です。

ゆずりは しげ み

行政書士 **杠 繁美**

(日本行政書士会登録番号 05410974)

TEL 0952-53-1747

神崎市神埼町志波屋 3627

携帯 090-8836-5630

ホームページ [ゆずりは 神埼 検索](#) 行政書士には守秘義務があります。お気軽にご連絡ください

有料広告

昭和元年より創業 大塚石材工業

- ・墓石 ・文字彫刻 ・金箔入れ
- ・お墓のクリーニング
- ・詳しくはホームページへ

神埼町出来町 代表者 大塚 隆秀

☎52-2719 FAX52-2921

ホームページ [大塚石材工業](#) で検索



筋力アップ養成塾 参加者募集

◎申込・問い合わせ 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

運動・体操を行うことで、いきいきと楽しみながら介護予防を図ります。参加者との触れ合いを通して、心身をつレッシュさせましょう。

※新型コロナウイルス等の感染症予防策をとりながら実施するため、実施体制等を変更する場合があります。

◎対象者 市内在住のおおむね65歳以上の

〔脊振地区〕

そよかせ荘

水曜日開催

13時30分～15時

第1回 5月26日(水)

※いずれも月により回数は異なります。

◎開催期間

5月下旬～令和4年3月

◎参加料 1回200円

◎申込 随時受付

※当日、会場で受付も可

◎実施場所・時間

〔神埼地区〕

神埼中央公園体育館

木曜日開催

14時～15時30分

第1回 5月27日(木)



トレーニングジムで元気な身体づくり!

シニア筋力トレーニング教室参加者募集

◎申込・問い合わせ 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

いつまでも自分で動ける身体づくりのため、トレーニングマシンを使った運動を体験してみませんか。初心者や女性もお気軽に参加ください。

◎対象者

市内在住の65歳以上の人
(要介護認定非該当者)

◎開催期間

6月上旬～8月末

◎定員 20人

※受付順、新規の人に限る

◎実施場所

フィットターズ神埼

(神埼町田道ケ里1998番地3)

◎送迎 なし

◎参加費 月額2,200円

◎申込手順

5月11日(火)から受付

①高齢障がい課に電話で予約
②高齢障がい課、各支所総合窓口課で申請手続き

◎実施内容、時期

内容	実施曜日・時間
集団指導	木曜または金曜日のいずれかを決めていただきます。 10時～11時30分
個別トレーニング	月曜、火曜、水曜日 10時～12時

※新型コロナウイルス等の感染症予防策を取った上で実施するため、実施時期や定員を変更する場合があります。



認知症カフェ運営支援

◎申込・問い合わせ

高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

認知症の人が住み慣れた地域で安心した生活が継続できることを目指し、市内に認知症カフェの設置を推進するために、その運営費の一部を支援します。

◎認知症カフェとは

認知症の人やその家族、地域住民、福祉等の専門家が気軽に集い情報交換やお互いを理解する場所です。

◎補助金額

10万円(上限)

◎対象団体

市内に拠点があり、かつ市内で活動している5人以上の団体。

◎募集期間

5月10日(月)～

7月30日(金)

◎申込方法

書面応募とし、高齢障がい課に備え付け、または市ホームページ掲載の応募用紙に記入して提出。

「脳若教室」で脳の活性化を図りませんか

◎申込・問い合わせ 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

認知症予防を目的とした脳トレ等を行い、記憶力を鍛える楽しい教室です。タブレット端末等を用いながら、読み書き、仲間とのコミュニケーションで、楽しく脳の若返りを目指しましょう。

※新型コロナウイルス等の感染症予防策をとりながら実施するため、開催時期や定員を変更する場合があります。

○対象者

市内在住の65歳以上の人

○とき(全12回)

6月18日～9月中旬
毎週金曜日
14時～15時30分

○会場

神埼情報館(市役所北側)

○定員 15人

※受付順、新規の人に限る

○参加費 2,000円

(初回のみテキスト代として)



○送迎 なし

○受付開始 5月12日(水)～

○申込方法

高齢障がい課 地域支援係
まで電話または来所

令和3年度 寝たきり高齢者等紙おむつ支給 新規認定者受付中!

◎申請・問い合わせ 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

令和3年度からの「寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業」の新規認定要件等をお知らせします。

申請や問い合わせは随時受け付けていますので、ご連絡ください。

○要件

- ・神埼市内に住所を有する人
- ・65歳以上で介護保険の要介護認定において、要介護3～5の人
- ・住民税非課税世帯に属する人
- ・生活保護受給者でない人
- ・在宅で介護を受けており、介護保険施設等に入所していない人(月15日以上在宅の人)

○クーポン券利用店舗

- 〈神埼町〉
 - ・(株)神埼薬局 本店
 - ・小林薬局
- 〈千代田町〉
 - ・チトセ薬局アニー店
 - ・なかはら薬局

○申請手続きに必要なもの

- ・対象者の介護保険証

○その他

- ・年に1～2回の在宅確認を行います。
- ・担当ケアマネジャーや介護保険サービスの利用状況を確認する場合があります。

○支給額

月額6,000円

※支給上限額

月額72,000円

※毎月1,000円のクーポン券を6枚、月初めに郵送します。



神埼市地域懇談会

委員を募集します

◎応募・問い合わせ 企画課

地域振興係 ☎37-0102

地域の振興および市の一体的な発展の推進を図るため、市民の視点からまちづくりに関し意見交換を行う場として設置する、神埼市地域懇談会の委員を募集します。

○募集期間

5月6日(木)～31日(月)

○募集人員

神埼町、千代田町、脊振町ごとに各3人

○委員の任期

2年(任命の日から令和5年3月31日まで)

○応募資格

応募時、満20歳以上の市民。ただし、住所を有する地区の地域懇談会への応募とします。

○応募方法

書面応募とし、本庁企画課および各支所総合窓口課に備え付け、または市ホームページ掲載の応募用紙に記入して提出(FAX可)。

「やさしいフランス語講座」開催

◎申込・問い合わせ 企画係
企画係 ☎37-0102

市では平成8年からフランス共和国ポール市と友好姉妹都市を提携しています。

今回、文化交流を通じた相互理解・親善友好の深化を目的として「やさしいフランス語講座」を開催します。

本講座では外国人講師から自己紹介やあいさつ等の日常会話で使える簡単なフランス語を学ぶことができます。

あなたもレトロな建物の中で、フランスの雰囲気を味わってみませんか？

○とき

- ・第1回 5月26日(水) 18時～19時30分
- ・第2回 6月9日(水) 18時～19時30分

○ところ

旧古賀銀行神埼支店

※車でお越しの場合は、門前広場西側駐車場をご利用ください。

○参加費 無料

○申込方法 電話(先着15人)

○申込締切 5月21日(金)

令和3年経済センサス活動調査

◎問い合わせ 企画係 企画係
企画係 ☎37-0102

○調査の趣旨
すべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を全国的・地域別に明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要かつ大規模な統計調査です。

調査の結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての利活用だけでなく、経営の参考資料としても事業者の皆さんに活用していただいています。

○調査対象

すべての事業所および企業

○調査方法

「調査員による調査」と「国、県および市による調査」の2つの方法で行います。

調査票が届きましたら、同封されている「調査票の記入のしかた」をご覧のうえ、漏れなくご回答ください。インターネットでの回答を推奨しています。

○調査基準日 6月1日(火)

※調査の趣旨・必要性をご理解いただいたき、回答をお願いします。

神埼市消費生活相談窓口より

私は大丈夫と思っていないませんか？

◎問い合わせ 商工観光課 商工観光係 ☎37-0107
偽警告表示 プリペイド型電子マネーで支払わせる手口に注意

事例

突然、警告がパソコン画面いっぱいに表示された。慌てて表示された連絡先に電話すると「パソコンが汚染されており、緊急を要する。電話を切らずにプリペイド型電子マネーで2万円を支払え」と指示された。すぐにコンビニで2万円分購入し、番号を伝えましたが「番号が間違っている。再度2万円分購入して」と言われ、再度購入し番号を伝えた。翌日「さらに2万円を支払えば4万円返金する」と意味の分からないことを言われた。(60歳代 女性)

アドバイス

○プリペイド型電子マネー(以下「電子マネー」)での支払いを指示する詐欺的な手口として「パソコンやスマートフォンに突然偽の警告画面を表示して慌てさせ連絡させる」というものが出ています。

○カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を相手に伝えるとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。

○セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておく等して、見慣れない警告画面の指示に従ってはいけません。

○対処に困ったときは、消費生活相談窓口や、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したり、IPAのホームページを参考にしましょう。



出典：佐賀県消費生活センター

◆無料「出前講座」出張します！

老人会、婦人会、地域の集いやPTAの研修会などに出向きます。

ご相談は

消費者ホットライン ☎1880

有料広告

刈払機・自由研削砥石安全講習

講習会場：キャタピラー九州(株)
実施時期：令和3年6月28日(月)～6月29日(火)(2日間)
締切日：6月18日(金)

福祉車両送迎運転者講習

講習会場：鳥栖市シルバー人材センター
実施時期：令和3年6月9日(水)～6月10日(木)(2日間)
締切日：5月28日(金)

定員 10名

・「受講申込書」の提出が必要です。
・日程、会場は変更になる場合があります。

対象者

佐賀県内在住の60歳以上で、受講後シルバー人材センターに入会を希望する方
シルバー人材センターの入会説明会に参加された方又は受講後に入会説明会に参加する方

《平日9:00～17:00》

公益社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会

TEL 0952-20-2011 FAX 0952-20-2015

佐賀市本庄町大字袋 246 番地 1

または、お近くのシルバー人材センターへ

申込み
お問合せ先

受講生募集中
受講料無料

令和3年度厚生労働省委託事業
高齢者活躍人材確保育成事業

有料広告

飲み残してしまったお薬はありませんか

◎問い合わせ

市民課 後期高齢年金係・国保医療係 ☎37-01115
 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476
 一般社団法人 佐賀県薬剤師会 ☎23-8931

お薬は正しく飲むことで効果期待できます。

飲み残したお薬を、勝手な判断で飲んでも効果は期待できませんし、思いもよらない副作用が出るかもしれません。家族が間違つて飲んだりしたらもっと大変です。

◎お薬を飲み残す時ってどんな理由があるの？

「種類が多くてどれを飲むかわからなくなつて…」「体調がよくないので飲むのをやめたら…」など理由はさまざまです。決められた飲み方を続けてしっかり効果を出すことが理想ですが、思うようにいかないこともあるかもしれません。

◎飲み残したお薬や飲まなくなったお薬をそのまましておく・・・

残つたお薬がどんどん増えて、時間が経つと、「いつもらつた薬かわからない」「何の薬かわからず、必要のない薬を飲んでしまった」など

困つたことになってしまいました。

病気になつたときに、適切なお薬を安全に飲むことができないという意味がありません。

◎「かかりつけ薬剤師・薬局」に相談してみましよう

飲み残したお薬を「おくすり手帳」と一緒に「かかりつけ薬局」へ持って行きます。薬剤師がお薬の整理をお手伝いします。いつ出されたお薬かを調べ、残つたお薬が再利用できる場合は、次回受診日までの処方日数を調節します。そうすることにより、その日の薬局での支払いが減り、国の医療費の削減につながります。

飲み間違いの防止策や飲むタイミング、薬の数や種類など気になることも「かかりつけ薬剤師」に相談してみましよう。

※薬局では感染予防対策に取り組んでいます。安心して相談にお越しください。

子どもの学習生活支援事業 利用者・支援ボランティア募集

◎申込・問い合わせ

神崎市生活自立支援センター
 ☎97-6730

◆利用者募集

ひとり親家庭や必要保護世帯等の小中学生を対象に、学習支援を行っています。支援員が基礎的な学力の向上や子供の悩みに向き合います。お気軽にお申込みください。

◆支援ボランティア募集

子どもの学習支援や居場所づくりに興味がある人、教職経験者、大学生、民生委員児童委員など興味のある人はお問い合わせください。

場所	曜日	時間
神崎市中央公民館	毎週 火曜日	17時～20時の 約2時間程度
千代田町保健センター	毎週 水曜日	
脊振交流センター	毎週 木曜日	

神崎市B&G海洋センター艇庫(カヌー)管理人募集

◎申込・問い合わせ

スポーツ振興課 スポーツ振興係
 ☎37-3593

◎業務内容

神崎市B&G海洋センター(艇庫)受付、施設管理、安全管理、技術指導

◎募集人員 6人程度

◎雇用期間

6月5日(土)～
 9月26日(日)

◎勤務形態

6月～9月までの土日、祝日の8時30分～17時30分
 ※ただし、7月21日から8月31日までは、火曜日以外毎日8時30分～17時30分の勤務。

・1日2人程度勤務
 ・休憩1時間15分

◎賃金(時給) 829円

◎応募資格

泳げる人(カヌー乗艇方法はカヌー経験者が指導します)

◎応募方法

市販の履歴書(顔写真付)、官製ハガキ(返信先記入)をスポーツ振興課まで持参した

は郵送してください。

◎受付期間

5月6日(木)～17日(月)
 ・持参の場合(平日のみ)
 8時30分～17時15分
 ・郵送の場合

〒842-8601

神崎市神崎町鶴3542番地1 スポーツ振興課宛

※最終日の消印まで有効

◎選考方法 書類選考・面接

生活や仕事の悩みに関する 相談(要予約)

◎予約・問い合わせ

神崎市生活自立支援センター
 ☎97-6730

「生活が苦しい」「仕事が続かない」「借金や税金の滞納がある」「家族が引きこもっている」など生活にお困りの人はお気軽にご相談ください。ご自宅等へ訪問し、相談を受けます。

◎相談窓口

神崎市生活自立支援センター千代田町福祉センター内

◎開所時間

月～金曜の9時～18時
 ※祝日、年末年始を除く

令和3年度 新規採用職員紹介

◎問い合わせ 総務課 人事係 ☎37-0100

4月1日に入庁した10人の職員です。神崎市のために一生懸命頑張りますので、よろしく願います。



〔写真前列右から〕

諸江采伽 市民課
藤井良枝 千代田支所
南里英希 総務課
木村友彦 農政水産課
向井教浩 税務課

〔写真前列右から〕

片辺雅子 会計課
柿本祐典 高齢障がい課
清松かえで 学校給食
永尾裕子 共同調理場
下田侑季 西郷保育園
ちよだ保育園

お世話になりました

【退職職員】 3月31日付

・大澤 哲朗
・豆田 静香
・牟田 禎一
・江口 紘子
・山崎 浩司
・垣副 まり子
・池田 侑弥
・濱野 成美

市営住宅 入居予備(登録)者募集

◎問い合わせ 建設課 建築住宅係 ☎37-0103

既存の市営住宅において、空家(空室)が発生した場合に入居をご案内する入居予備者を募集します。
現在、申し込みをされ、未だ入居決定されていない人も、引き続き入居を希望される場合は、再度提出をお願いします。

○申込書の配布

6月1日(火)～
建設課 建築住宅係で配布

○受付期間

6月8日(火)～25日(金)
※平日9時～17時まで
建設課 建築住宅係で受付



空き店舗等活用支援事業補助金を活用しませんか

◎問い合わせ 商工観光課 商工観光係 ☎37-0107

神崎市に新しくお店をオープンしませんか。
市内の空き店舗等に出入する人を対象に改装費等の一部を支援します。

○対象業種

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、学習支援業

○補助対象経費

①店舗部分と住宅部分の分離
②既存設置物の処分費
③店舗改装(内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サインや電気照明等の設置工事に要する経費)
※対象にならない経費

①店舗部分と住居部分の分離と関連がない住居部分のみの工事

②土地建物の購入費
③備品、什器および器材等の購入費

○補助率

補助対象経費の2分の1以内

○補助限度額
100万円

○募集期間

5月14日(金)～10月29日(金)
※予算額に達した時点で募集を終了します。

詳しい内容や要件は、ホームページに掲載していますので、ご覧ください。申請書類についても掲載しています。

司法書士 福田良嗣事務所

相続・売買・贈与などの不動産登記 商業・法人登記
その他、何でもお気軽にご相談ください。

司法書士 福田良嗣

ローソン本堀店北隣に移転しました
神崎市神崎町本堀 3258 番地 1 シャトーエス T-2
☎ 0952-53-5105
FAX 0952-53-2713

有料広告

不妊治療費の助成を行っています

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

不妊治療を受けている方の経済的な負担軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成しています。詳しくは、お問い合わせください。

○助成対象となる治療
夫婦間で行う健康保険が適用されない、人工授精、体外受精、顕微授精。

※体外受精・顕微授精は、凍結胚の移植を含む。

○助成対象者

婚姻届を行った夫婦で、次のすべてに該当するもの。

- ・人工授精・体外受精・顕微授精以外の治療法によって、妊娠の見込みがないか、極めて少ない夫婦と医師に診断されていること
- ・夫または妻が、一年以上神埼市に居住していること
- ・夫と妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること

○助成期間

通算して5年間

○助成金額

医療機関に支払った助成対象治療費に、10分の7を乗じて得た額から、佐賀県不妊治療支援事業による助成金額等を差し引いた額。ただし、初年度は20万円、次年度以降は1年度あたり10万円を限度とします。

○申請期限(令和3年度治療)

令和4年3月31日まで

※治療終了日が令和4年2月1日～3月31日までの場合は令和4年4月30日まで受け付けます。

○受付時間(平日のみ)

8時30分～17時15分



期日前投票所立会人募集(登録制)

◎申込・問い合わせ
選挙管理委員会事務局(総務課内)
☎37-0100

市で行われる国政、県政および市政選挙の期日前投票所での投票立会人を募集します。

○登録資格

おおむね70歳までの、市内に住所を有し、かつ神埼市の選挙人名簿に登録されている人

○登録期間

令和5年5月31日まで

○従事場所

- ・神埼市内の期日前投票所
- ・神埼市役所
- ・千代田支所
- ・脊振支所

○報酬 日額9,600円

○申込方法

申込書を総務課または市ホームページからダウンロードし、持参または郵送してください。

・持参の場合(平日のみ)

8時30分～17時15分

・郵送の場合

〒842-8601

神埼市神埼町鶴3542番

地1 総務課宛

○申込期限 5月31日(月)

母子保健推進員を募集しています

子育てサポートしてみませんか?

◎申込・問い合わせ

健康増進課 母子保健係
☎51-1234

市では、現在28人の母子保健推進員が市長の委嘱を受け、安心して子育てできる地域づくりを目指して活動しています。

母子保健推進員を募集しています。年齢・資格は問いません(任期2年、継続可)。

活動内容は、赤ちゃん訪問や育児サークルのお手伝い、母子保健研修会への参加などです。

子育てをサポートする仲間とともに、子ども達の笑顔と明るい神埼市の未来のために、活動してみませんか。



神埼市の子育てを一緒に盛り上げていきましょう!

市報や市ホームページに 広告を掲載しませんか

◎問い合わせ 総務課

秘書広報係 ☎37-0088

新たな自主財源の確保と市民サービスの向上や地域経済の活性化をはかるため、「市報かんざき」および「市ホームページ」への有料広告を募集しています。

申込は随時受け付けていますが、掲載希望月の40日前を締切日としています。

○掲載料金

- ・市報 1カ月あたり 8,000円
- ※サイズにより異なります。
- ・市ホームページ 1カ月あたり 5,000円

掲載基準、申込方法など詳細は、市ホームページをご覧ください。お問合せください。



妊娠を希望する女性等への風しん予防

◎申請・問い合わせ 健康増進課

母子保健係

☎51-1234

妊娠を希望する女性や「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者を対象とした、風しん抗体検査・予防接種事業を実施しています。

妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。

妊娠中は風しん予防接種を受けることができませんので、周囲が風しんに感染しないようにすることが大切です。

まずは、風しん抗体検査を受け、抗体が低かった人のみ予防接種となります。

○実施（接種）期間

令和4年3月31日まで
※医療機関の実施日に限る。

○実施（接種）場所

県内の実施医療機関
※まずはかかりつけ医にご相談ください。

○自己負担額 無料

対象者

妊娠を希望する女性や「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者

※ただし、次の者を除く。
・未就学児

・昭和37年度から昭和53年度生まれの男性（国の無料の風しん抗体検査・予防接種制度の対象となります）

・現在妊娠中あるいは現在妊娠している可能性がある人（事前申請はできませんが、

予防接種は必ず出産後に接種）

・過去に風しん抗体検査や風しん予防接種を受けたことがある人、または検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある人（風しん抗体検査の対象にはなりません）

が、既に受けた抗体検査の結果、風しん抗体価が低いことが証明できれば、風しん予防接種の対象になります（す）

事前申請

風しん抗体検査や予防接種の前に事前申請が必要です。

○申請窓口 健康増進課

○申請に必要なもの

- ・免許証等、本人確認ができるもの
- ・印鑑（認印）
- ・「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者は、妊婦の母子健康手帳（風しん抗体価が低いことがわかるもの）



高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種

◎問い合わせ 健康増進課

母子保健係

☎51-1234

今年度の対象者は、左表の生年月日に該当する人で、今までに肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことがない人です。

またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に、身体障害者手帳1級程度の障がいがある人も対象となります。ただし、助成を受けられるのは生涯で1回限りです。主治医に接種時期等をよくご相談ください。

今年度定期接種の概要

○接種期間

令和4年3月31日まで

○接種回数

1回（生涯で1回のみ）

○接種場所

県内の実施医療機関

○接種費用（一部自己負担額）

2,500円

※生活保護世帯の人は、福祉課発行の証明書を医療機関に提出すると無料

○接種時必要なもの

予診票（紫色）・予防接種済証・健康保険証等本人確認できるもの

対象者には、3月末に個別通知を送付しています。詳細は、個別通知をご確認ください。

また、60〜65歳未満の人で、心臓や腎臓、呼吸器の機能、

「マチイロ」アプリ 市報かんざきをスマホで

◎問い合わせ 総務課
秘書広報係 ☎37-0088

市報かんざきをスマートフォンアプリ「マチイロ」で配信しています。

- ◆アプリなら・・・
- ・最新号の配信をお知らせ!
- ・バックナンバーが読める!

【登録方法】

①QRコードを読み取り、アプリをダウンロード。



②「お住まいの地域」で神埼市を登録



新型コロナウイルス感染症に関する 人権の配慮について

◎問い合わせ 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った知識や不確かな情報により、感染者やその家族、医療従事者、外国人などに対し、不当な差別や偏見、いじめなどの人権侵害が行われています。

新型コロナウイルス感染症は、誰にでも感染リスクがあります。不当な差別や偏見、いじめ、インターネットやSNSでの心ない書き込みなどは決してあってはなりません。県や市などの公的機関が発する正しい情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をお願いします。

なお、不当な差別やいじめ等を受けた場合は一人で悩まず、次の相談窓口にご相談ください。

○人権問題についての

相談窓口

【法務省】

・みんなの人権110番
(平日8時30分～17時15分)
☎0570-003110

・子どもの人権110番
(平日8時30分～17時15分)
☎0120-007110
・外国語人権相談ダイヤル
(平日9時～17時)
☎0570-090911
・インターネット受付
(<https://www.jinken.go.jp/>)

【佐賀県】

・人権啓発センターさが
(平日9時～17時)
☎25-7229

【神崎市】

・行政・人権相談(予約不要)
本庁(原則第3月曜日、13時～16時)
千代田支所(原則第2火曜日、13時～16時)
脊振支所(原則第2金曜日、9時～12時)
※5月の相談日は34ページをご覧ください。



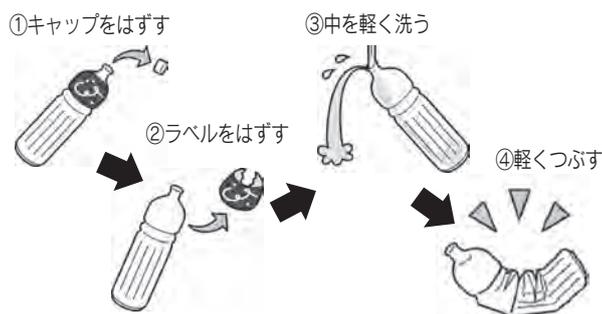
ペットボトルはラベルとキャップをはずして 洗浄をお願いします!

◎問い合わせ 生活環境推進室 生活環境係 ☎37-0112

ペットボトルはリサイクルする際、ラベルやキャップなどが混在してしまうと、リサイクル後の素材の品質が下がってしまいます。

ペットボトルは、キャップとラベルをはずし、中を洗い、軽くつぶして捨ててください。キャップとラベルは燃えるゴミとして捨ててください。

8月2日(月)以降は、袋の中にキャップやラベルがはさまれていないボトルが入っている場合、収集しませんので、ご注意ください。



犬のフンは飼い主が持ち帰りましょう

◎問い合わせ 生活環境推進室 生活環境係 ☎37-0112

「道路などの公共の場所での犬のフンが放置され、大変迷惑している」という苦情が市に寄せられています。

飼い犬のフンを片付けることは、飼い主にとって最低限のマナーであり、責務でもあります。散歩中に犬がフンをした場合は、飼い主の責任で持ち帰って可燃ごみとして出すなど、適切に処理しましょう。

最近はフンを簡単に取ることが出来る商品も販売されています。また、虫取り網のような持ち手付きの輪っかに袋をつけることで、自分でも簡単に作ることもできます。ぜひ使ってみてください。

